

若宮園デイサービスセンター

重 要 事 項 説 明 書

《通所介護》



当法人のHPをご覧になる際は右のQRコードをスマートフォンで読み取ってください



「指定通所介護（若宮園デイサービスセンター）」

重要事項説明書

社会福祉法人 淳風福祉会

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご契約いただいた要介護認定者（以下「利用者」という）に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 淳風福祉会
代表者氏名	理事長 光宗 泉
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山市南区箕島 3566 番地 1 (電話) 086-281-0862 (FAX) 086-281-4586 (Eメール) junfuku@chive.ocn.ne.jp (HP) http://junfuku.jp/
法人設立年月日	昭和 56 年 7 月 1 日

2. 事業の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	若宮園デイサービスセンター
介護保険指定 事業所番号	指定通所介護事業所 3370102711 (平成 12 年 4 月 1 日指定：昭和 62 年 3 月 9 日開設)
事業所管理者	中島 智洋
事業所所在地	岡山市南区箕島 3491 番地 7
連絡先	(電話) 086-281-0862 (FAX) 086-281-4586 (Eメール) wakamiya.ds@gmail.com
事業所の通常の 事業の実施地域	岡山市（妹尾・福田中学校区）、早島町とする。 ※岡山市のその他の地域及び倉敷市については個別に受入を検討いたしません。
利用定員	25 人（第 1 号通所事業利用者含む）

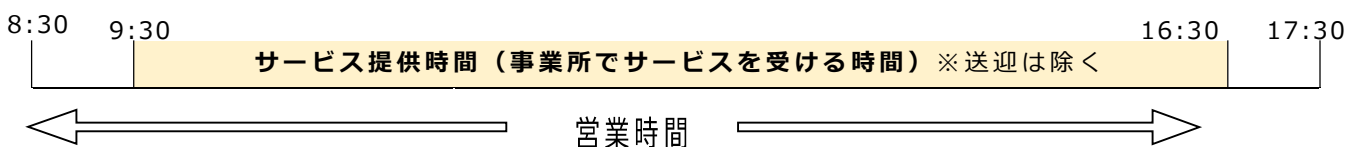
同 時 一 体 的 に 行 う 他 の 事 業	第 1 号 通 所 事 業 (介 護 予 防 通 所 サ ー ビ ス ・ 生 活 支 援 通 所 サ ー ビ ス)
----------------------------	---

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	<p>社会福祉法人淳風福祉会が設置経営する若宮園デイサービスセンターが行う指定通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。</p>
運 営 の 方 針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者は、要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 2. 指定通所介護の提供にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、また利用者及びその家族のニーズを的確に捉えるとともに、利用者を担当する居宅介護支援事業所の作成する居宅サービス計画に基づき個別に通所介護計画書を作成し、その計画に沿って利用者の機能訓練及び日常生活を営むうえで必要な援助を行う。 3. 指定通所介護の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 4. 事業者は、多様な評価の手法を用いて、その提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3. 営業日及び営業時間

営 業 日 (祝 日 も 含 む)	月	火	水	木	金	土	日
	○	○	○	○	○	×	×
その他の休業日	12月31日 ~ 翌年1月3日						
営業時間	8時30分 ~ 17時30分						
サービス提供時間	9時30分 ~ 16時30分(最大) ※延長サービスはありません						



4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。(※第1号通所事業の職員配置を含む)

職種	管理者	看護職員	生活相談員	介護職員	機能訓練指導員	調理員
配置	1名 (常・兼)	3名 (非・兼)	1名(常・専) 1名(常・兼) 1名(非・兼)	2名(常・専) 1名(常・兼) 3名(非・専)	3名 (非・兼) 看護職員 が兼務	1名
基準	1名	1名	1名	利用者15人…1名 15人を超える部分の数を5 で除した数に1を加えた数 以上	1名	

常…常勤 非…非常勤 専…専従 兼…兼務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスには(A)(B)のサービスが含まれます。

(A) 介護保険の給付対象となるサービス…利用料金うち介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた金額が利用者負担

(B) 介護保険の給付対象とならないサービス…全額が利用者負担

(1) 介護保険の給付対象となるサービス	<p>基本料金に含まれるサービス</p> <p>① <u>日常生活上の援助</u> 利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて排泄・移動・養護等の必要な日常生活上の援助を行います。</p> <p>② <u>食事</u> (食事に係る費用は別途) 食事の準備、介助、後始末等を行います。(胃薬対応も可)</p> <p>③ <u>機能訓練</u> レクリエーション等の活動を通じ、必要な機能訓練を行ないます。 日常生活を営むうえで必要な「心身機能」の減退を防止する為の訓練、活動・参加など「生活機能」の維持向上を図る訓練</p> <p>④ <u>健康チェック</u> 利用毎に体温と血圧、月1回体重の測定を行います。</p> <p>⑤ <u>送迎</u> ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。また、あらかじめ通所介護計画書に定められている場合は必要な居宅内介護を行います。</p> <p>⑥ <u>相談、助言</u> 利用者及びそのご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言をおこないます。</p>
----------------------	--

	<p>加算</p> <p>⑦ <u>入浴（希望者のみ）</u> 入浴または清拭の介助を行います。 座台式機械浴、一般浴、個浴から適した入浴方法をお選びいただけます。</p>
<p>(2) 介護保険の給付対象とならないサービス</p>	<p>① <u>介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用</u> 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。</p> <p>② <u>食事の提供に係る費用</u> 利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。 料金： 1食あたり 580円（非課税） ※当日（0時～）にお休みのご連絡をされますとキャンセル料 580円が発生します。</p> <p>③ <u>レクリエーション等に係る費用（創作活動など）</u> ご希望により参加されるレクリエーション等の材料費 料金： 材料費等の実費をいただきます。</p> <p>④ <u>その他日常生活上必要となる諸費用</u> 日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。 利用者のご希望により提供したおしめ代： 1枚 50円</p>

<p>利用料金</p>	<p>別添 『利用料金表』 参照</p>									
<p>料金のお支払い方法</p>	<p>ご利用いただいた介護保険の給付の対象となるサービスのうち、利用者の要介護区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と、介護保険の給付対象とならないサービス利用料金の全額を合わせた金額をご負担いただきます。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d9ead3;"> <p>介護保険給付対象の サービス利用料金 (1割/2割/3割)</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f4cccc;"> <p>介護保険給付対象外の サービス利用料金 (全額)</p> </div> </div> <p>前記（1）（2）の料金・費用は、<u>1か月ごとに計算し請求</u>します。</p> <p>現金の受け渡しによるトラブルを防ぐため、できる限り下記支払い方法（口座振替もしくは振込）にご協力ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">支払い方法①</td> <td>お取り扱い銀行…中国銀行・ゆうちょ銀行</td> </tr> <tr> <td>口座振替</td> <td>引き落とし日…利用月の翌月 25日（休日の場合は翌営業日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1 請求金額確定後、利用月翌月 10日頃に請求書をお渡しいたしますので、金額をお確かめのうえ指定の口座にご入金ください。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2 残高不足等で振替が出来なかった場合は、翌月 25日に再度引き落としさせていただきます。</td> </tr> </table>		支払い方法①	お取り扱い銀行… 中国銀行・ゆうちょ銀行	口座振替	引き落とし日… 利用月の翌月 25日 （休日の場合は翌営業日）		※1 請求金額確定後、利用月翌月 10日頃に請求書をお渡しいたしますので、金額をお確かめのうえ指定の口座にご入金ください。		※2 残高不足等で振替が出来なかった場合は、翌月 25日に再度引き落としさせていただきます。
支払い方法①	お取り扱い銀行… 中国銀行・ゆうちょ銀行									
口座振替	引き落とし日… 利用月の翌月 25日 （休日の場合は翌営業日）									
	※1 請求金額確定後、利用月翌月 10日頃に請求書をお渡しいたしますので、金額をお確かめのうえ指定の口座にご入金ください。									
	※2 残高不足等で振替が出来なかった場合は、翌月 25日に再度引き落としさせていただきます。									

	支払い方法② 指定口座への振込	毎月発行する請求書に記載された当事業所の指定口座（伊予銀行）へお振込みください。 振込手数料はお客様のご負担となります。
<p>注1) 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。</p> <p>注2) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。</p> <p>注3) 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。</p>		

利用の中止、変更、追加	中止	<p>【ご本人の都合によるもの】当日の8:30までにご連絡ください。 なお、お食事は予約注文のため、当日（利用予定日の0時～）の利用中止ご連絡の場合、お食事代のみ請求させていただきます。</p> <p>【感染症を疑う症状がある場合】 新型コロナ感染症対策として、次の場合はサービスを利用せず主治医にご相談ください。</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-right: 10px;">・ 37℃以上の発熱 <li style="margin-right: 10px;">・ 発熱の有無に関わらず風邪症状がある <li style="margin-right: 10px;">・ 味覚症状がある <li style="margin-right: 10px;">・ 同居家族にコロナ感染者がいる <li style="margin-right: 10px;">等 </div> <p>お迎え前にご自宅で検温をしていただき 37℃以上の発熱がある場合はご利用不可となります。</p> <p>ご利用中に 37℃の発熱がある場合や風邪症状が顕著な場合はご利用を中止していただきます。</p> <p>発熱でお休みされた場合、解熱後48時間はサービスのご利用を中止していただきます。また、咳などの呼吸器症状が続く場合は、症状が改善されるまでご利用いただけません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に限らずインフルエンザ・嘔吐下痢等の感染症を疑う症状がある場合、感染症蔓延防止の為に利用を中止していただく場合があります。</p> <p>※新型コロナ感染対策は国により随時変更されているため、上記に関わらず厚生労働省からの最新通知に基づき対応をお願いすることとなりますので、ご了承ください。</p>
	変更	<p>急用や受診などで振替利用を希望される場合は、利用希望日の前日までにご相談ください。</p> <p>※ただし定員に達している場合あるいは事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合がありますのでご了承ください。</p>

	追加	<p>担当のケアマネジャーにご相談ください。</p> <p>※追加分の利用料金が区分支給限度額を超えた場合、全額自己負担になる場合があります。</p>
--	----	---

6. 苦情の受付について

当事業所	<p>当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情受付窓口（担当者） [生活相談員] 吉田 良太 ○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時から18時 			
その他の窓口	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号 等	受 付 日 等
	岡山市介護保険課	北区鹿田町 1 丁目 1-1	(086)803-1240	月～金曜日 8:30～17:15
	岡山市事業者指導課 (通所事業者係)	北区大供 3 丁目 1- 18 KSB 会館 4 階	(086)212-1013	月～金曜日 8:30～17:15
	早島町役場町福祉課 (介護保険係)	早島町前湯 360-1	(086)482-0613	月～金曜日 8:30～17:15
	岡山県国民健康保険団体 連合会 (介護 110 番)	北区桑田町 17-5	(086)223-8811 FAX (086)223-9101	月～金曜日 8:30～17:00
	岡山県運営適正化委員会 (ハッピーサポート)	北区南方 2 丁目 13 - 1 きらめきプラ ザ 3 階 岡山県社会福祉協 議会内	(086)226-9400 FAX (086)227-3566 Eメール kujo@fukushiokay ama.or.jp	月～金曜日 9:00～17:00

7. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者及び利用者の家族等に連絡を取るとともに、必要かつ適切な措置を講じます。また、事故の再発防止策を講じてまいります。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 緊急時の対応について

利用者に対するサービスの提供時に病状の急変が生じた場合等、速やかにかかりつけ医又は事業者協力医療機関に連絡、あるいは救急通報（119番）を行い、また利用者の家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

《協力医療機関》

	誠和会 倉敷第一病院	独立行政法人 国立医療機構 南岡山医療センター	創和会 重井医学研究所 附属病院
所在地	倉敷市老松町 5-3-10	都窪郡早島町早島 4066	岡山市南区山田 2117
電 話	(086) 424-1000	(086) 482-1121	(086) 282-5311
標榜 診療科	外科、呼吸器外科、消化器外科、 心臓血管外科、内科、消化器内 科、呼吸器内科、循環器内科、 整形外科、脳神経外科、肛門外 科、皮膚科、女性内科、漢方内 科、麻酔科、乳腺外科、リハビ リテーション科、歯科、矯正歯 科、小児歯科、緩和ケア内科、 放射線科	内科、呼吸器・アレルギー内科、 血液内科、消化器内科、生活習 慣病部門、アレルギー科、リウ マチ科、神経内科、小児科、外 科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽 喉科、リハビリテーション科、 放射線科、歯科	内科・腎臓内科・消化器内科・ 糖尿病内科・循環器内科・小児 科・外科・消化器外科・泌尿器 科・精神科・リハビリテーショ ン科
病床数	191 床	400 床	198 床

9. 非常災害時の対応について

台風・地震等の天災時及び積雪などの天候の理由によって安全な事業の開始及び継続が難しいと判断された場合、管理者の決定を持ってやむを得ず事業を中止する場合があります。その際はすみやかに利用者及び利用者の家族等また関連する居宅介護支援事業所へ連絡を行うとともに、事業開始後の中止の場合は十分な安全策を講じ帰宅支援を行います。

以上

サービスに関するお問い合わせは

お電話の場合 086-281-0862

(月～金 8:30～17:30)

Eメールの場合 wakamiya.ds@gmail.com

QRコードをスマートフォンで読み取っていただくことで電話
番号とEメールアドレスを簡単に登録ができます。

